

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例（平成20年12月26日京都市条例第32号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

京都市立高等学校の入学について、推薦による選抜方法のほかに、学力検査を行わない選抜方法（以下「特色選抜」といいます。）を新たに実施することに伴い、特色選抜の入学考査の手数料を2,200円と定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校において行う京都府公立高等学校入学志願者学力検査手数料等徴収条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

京都府公立高等学校入学者選抜に係る京都市立高等学校関係手数料条例

(手数料の額)

第1条 京都府公立高等学校の入学者の選抜について、京都市教育委員会が京都市立高等学校において行う学力検査及び京都市立高等学校の校長が行う入学考査の手数料は、それぞれ、全日制の課程にあっては2,200円、定時制の課程にあっては900円とする。

第2条中「学力検査受検願又は推薦入学願書」を「学力検査にあっては学力検査受検願、入学考査にあっては入学願書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)